

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		仮使用の認定（特定行政庁）
根拠条例・規則等名		建築基準法（昭和25年法律第201号）
条 項		第7条の6第1項第1号
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 建築指導課（電話：048-646-3235） 建設局 南部建設事務所 建築指導課（電話：048-840-6236）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	建築基準法の一部を改正する法律等の施行について （昭和52年10月28日住指発第770号、771号） （昭和52年10月31日住指発第778号） 工事中の建築物の安全確保について （昭和53年11月7日住指発第805号） 仮使用承認制度の的確な運用について （平成9年3月31日住指発第169号） 仮使用承認に係る手続の迅速化について （平成24年3月30日国住指第4252号） （平成25年3月29日国住指第4845号） 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について （平成27年5月27日国住指第555号、国住街39号） 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について （平成27年5月27日国住指第558号、国住街40号）
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成27年6月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	30日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		